

中国特許権侵害訴訟における訴訟管轄 ～ワンクリック転売モデルに対する訴訟管轄～ 中国特許判例紹介(130)

2025年3月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

1. 概要

最高人民法院による特許紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定第2条では、「特許権侵害行為により提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する」旨規定されている。

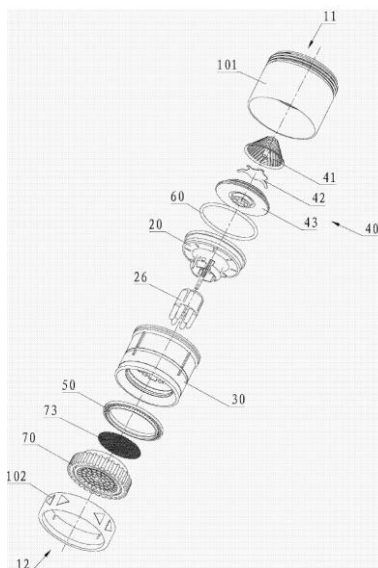
本事件では、中国 EC サイトで普及している「ワンクリック転売」モデルにおいて、訴外第三者が被告からの指示を受けて顧客へ商品を発送する発送地の人民法院が訴訟管轄を有するか否かが争点となった。

最高人民法院は、第三者の商品の発送は被告の指示によるものであるとして、発送地の人民法院が訴訟管轄権を有するとの判決を下した¹。

2. 背景

(1)特許の内容

アモイ衛浴公司是「出水制御装置」と称する实用新型特許 201520371883.7(以下、883特許という)を所有している。下記図は出水制御装置の内部構造を示す説明図である。



(2)訴訟の経緯

¹ 最高人民法院判決 2023年6月15日(2023)最高法知民轄終170号

アモイ衛浴公司是、883 特許の請求項 6,8 及び 10 の侵害であるとして、汾陽美甲店に対し、製品販売の差止と損害賠償を求めて湖北省武漢市中級人民法院に提訴した。

汾陽美甲店は答弁状提出期間内に、管轄権に対する異議を提出し、被訴侵害製品の販売行為は山西省汾陽市で発生しており、汾陽美甲店の住所地もまた山西省汾陽市であり、それゆえ原審法院は本案に対し管轄権を有さず、本案は管轄権を有する山西省呂梁市中級人民法院に移送して審理すべきであると主張した。

原審法院は以下の通り判断した。本案において、アモイ衛浴公司是、汾陽美甲店が被訴侵害製品を製造、許諾販売、販売する行為は特許権を侵害すると主張しており、原審法院は被告住所地の法院ではないため、アモイ衛浴公司是、その訴えの製造、許諾販売、販売行為が原審法院の地域管轄範囲内で実施されているという相応の証拠証明を提出しなければならない、あるいは関連する権利侵害の結果が原審法院地域の管轄範囲内で発生したことの証拠証明を提出しなければならない。

最初に、汾陽美甲店が原審法院地域管轄範囲内で、アモイ衛浴公司的という被訴侵害製品を製造または許諾販売する行為を実施したという証拠証明はない。次に、アモイ衛浴公司が提出した証拠は、被訴侵害製品が原審法院地域管轄範囲内（湖北省武漢市東西湖区）から発送され、かつ、アモイ衛浴公司に郵送されたことを証明できるが、該証拠は汾陽美甲店が原審法院地域管轄範囲内で被訴侵害製品の販売行為を実施したことを証明するには十分ではない。

なぜならば一方では、販売被訴侵害製品を販売する行為は、契約を締結し、対価を支払い、貨物を届ける等の多くの環境により組成されており（大多数はインターネット上で実施されている）、荷物の発送環境は単にその中の一環境にすぎず、全部ではなく、それゆえ簡単に荷物発送行為を販売行為とみなすことはできず、また簡単に荷物発送地を販売地とみなすこともできない。それゆえ、アモイ衛浴公司が訴えた被訴侵害製品を販売する行為はインターネット上で実施されており、必ずしも原審法院地域の管轄範囲内で行われたものではない。

また他方面では、ネット販売において、“ワンクリック転売”モデルは非常によく見かける。この販売モデルにおいて、販売者は必ずしも実際に貨物を保有しておらず、購買者が注文した後に、販売者はようやく第三者から対応する商品を購入することができ、かつ該第三者に直接商品を購入者に送付するよう指示する。この状況下、発送者は販売者以外の第三者であり、該発送行為もまた必ずしも販売者を通じて実施されるものではない。それゆえ、汾陽美甲店が原審法院地域管轄範囲内で被訴侵害製品の発送行為を実

施したという証拠証明はない。

まとめると、原審法院は侵害行為地法院ではなく、また被告住所地法院でもなく、本案に対し管轄権を有さず、本案を、管轄権を有する法院に移送して処理すべきである。汾陽美甲店の住所地は山西省汾陽市であり、太原中院は該省区域範囲内の一審实用新型特許権侵害紛争案件について管轄権を有し、また本案の被告住所地法院であり、本案に対し管轄権を有する。それゆえ、本案を太原中院に移送して処理すべきである。

アモイ衛浴公司是原審判決²を不服として最高人民法院に上訴した。

3.最高人民法院での争点

争点：発送地が管轄地となるか否か

4.最高人民法院の判断

判断：発送地の人民法院が訴訟管轄権を有する

民事訴訟法第 29 条は以下の通り規定している。

権利侵害行為により訴訟を提起する場合、権利侵害行為地または被告住所地の人民法院が管轄する。”

最高人民法院による特許紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定第 2 条は以下の通り規定している。

第 2 条 特許権侵害行為により提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、特許権、实用新型案権侵害の被疑製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、特許に係る方法の使用行為の実施地、当該特許に係る方法により直接取得した製品の使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、登録意匠製品の製造、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、他人の特許の詐称行為の実施地、上述の権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地を含む。

上述の法律及び司法解釈の規定に基づき、被訴侵害行為地及び被告住所地は共に案件管轄の連結点を構成し、被訴侵害行為地もまた被訴侵害製品の販売行為地を含む。被訴侵害製品はインターネットを通じて販売されており、ネット販売業者の販売行為地に基づき案件管轄を確定する場合、販売行為地の認定は管轄の確定性、当事者の任意な製造管轄連結点を

² 湖北省武漢市中級人民法院 2023 年 2 月 15 日判決（2022）鄂 01 知民初 2638 号

避けるのに有利であるばかりでなく、権利者の権利保護にも便利である。

ネット環境において、上述した司法解釈第 2 条に規定する販売行為地は、原則としてネット購入者の意志に左右されないネット販売業者の主要経営地、被訴侵害製品の貯蔵地、出荷場所あるいは差し押さえ場所等を含むが、ネット購入者が任意に選択できるネット購入物の発送地は通常ネット販売行為地に含むのは妥当ではない。

具体的に本案では、汾陽美甲店は被訴侵害製品のネット販売業者であり、被訴侵害製品の発送地は湖北省武漢市であり、該発送地はネット購買者の存在により、アモイ衛浴会社の販売意志が移転するものではないから、該発送地は本案管轄連結点を構成する。

本案はたとえ原審法院が述べた“購買者が注文をなした後に、販売者が第三者から対応する商品を購入し、かつ第三者に直接商品を購入者に配送するよう指示する”というワンクリック転売の状況であっても、本案が権利侵害紛争でありかつ売買契約紛争でないことを考慮すれば、上述した第三者は必ずしも本案の当事者ではなく、その当事者は汾陽美甲店の指示に基づき発送したのであり、その履行したものは必ずしもアモイ衛浴会社との契約関係によるものでもない、

これに基づき、第三者の発送行為は、汾陽美甲店のために発送した行為と認定すべきであり、それゆえ第三者の発送地は、汾陽美甲店のための発送地と認定すべきである。本案被訴侵害製品の発送地は湖北省武漢市であるから、原審法院はこれに基づき本案管轄権を有する。

民事訴訟法第 36 条の規定に基づけば、2 以上の人民法院が共に管轄権を有する訴訟の場合、原告はその中の一つの人民法院に起訴することができる。本案において、アモイ衛浴会社は、管轄権を有する原審法院を選択して起訴しており、上述した法律の規定に符合し、尊重し支持すべきである。

5. 結論

最高人民法院は管轄権を有さないとした第 1 審判決を取り消した。

6. コメント

商品の購入がインターネットを通じたモデルに変化し、また近年中国では本事件で争いとなったワンクリック転売モデルも現れてきた。ワンクリック転売は被告が顧客から

の発注を受けて、第三者に商品を発送させるものであるが、被告の所在地に加えて商品の発送地が管轄地となるか否かが争点となった。最高人民法院は第三者の発送行為は被告の指示に基づくものであるから、発送地は管轄地となると判示した。中国では訴訟管轄が特許訴訟戦略上重要となる。訴訟管轄地を判断する上で参考となる案件である。

判決日 2024年6月27日

以上